

軽井沢町避難情報の判断・伝達マニュアル

平成 29 年 4 月 軽井沢町

第 1 総 則

1 はじめに

- (1) このマニュアルは、「軽井沢町地域防災計画」に基づき、町長が行う避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）（以下「避難情報」という。）を適時・適切に発令できるようにすることを目的とする。
- (2) このマニュアルは、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」及び長野県の「避難情報の判断・伝達マニュアル 風水害編（平成19年2月）」等を参考に、災害時における避難情報の発令に際して、「どのような状況で発令すべきか」、「どの地域を対象として発令すべきか」といった判断基準及びその伝達方法等について、平成24年3月に作成し、具体的に定めたものである。
- (3) このマニュアルは、全国各地で避難行動の問題や避難の遅れ等により、犠牲者が出てしまっていること、気象庁における特別警報の運用など、気象情報の改善や新たな情報提供が行われることとなったことから、平成 26 年 9 月に「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の見直しが行われたことにより、平成 24 年 3 月に策定されたマニュアルの内容を平成 27 年 11 月に見直したものである。
- (4) このマニュアルは、国の「避難勧告等に関するガイドライン（平成 29 年 1 月）」の改定を参考に、平成 28 年台風第 10 号による水害で高齢者施設において避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動がとられなかったことを踏まえ、避難情報の名称を変更したことから、平成 27 年 11 月に改正されたマニュアルの内容を見直し、現時点での知見に基づき、平成 29 年 4 月に見直したものである。今後においても防災情報体制の整備・進捗や災害時における実際の避難行動等の反省に基づき、適切な時期に見直しを図っていくこととする。

2 町の責務と個人の避難行動の原則

(1) 町の責務

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、町は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関する計画を作成し、実施する責務を有している。この中で、町長は、災害が発生するおそれがある場合などにおいて、特に必要と認める地域の住民に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されている。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には、強制力は伴っていない。これは、一人ひとりの命を守る責任は、行政にあるのではなく、最終的には、個人にあるという考え方に立っていることを示しているものである。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることとなる。このため、

町長は、災害が発生するおそれがある場合などで、住民が適時的確な判断ができるよう、どのような災害のリスクがあるのか、日頃から周知を図っていくことが必要となっている。

このマニュアルは水害、土砂災害を起因とした事象を対象に避難勧告等の判断・伝達について整理した内容となっている。

このマニュアルにおいては、避難勧告等の対象とする区域を設定して避難勧告等を発令することとしているが、区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではない。最終的には、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民が自ら判断して避難することを促すことが重要なものとなっている。

なお、平地を流れる小河川の洪水による氾濫を含む水深の浅い浸水（以下、「小河川等による浸水」という。）は、屋内の安全な場所で待避すれば命を脅かされることはほとんど無い。小河川等による浸水は、いわゆるゲリラ豪雨のように極めて短い時間の局所的な大雨で発生するが多い。よって、避難勧告等の発令は、困難である場合が多く、基本的には住民の判断で危険な場所から退避しなければならないことから、このマニュアルの対象としていない。

(2) 住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則となる。町は、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる災害種別に対応した区域を示して避難勧告等を発令するので、住民は、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、又は屋内の高い階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか等平常時から確認・認識しておく必要がある。このことを踏まえ住民の避難行動に関する基本的事項を下記のとおりまとめた。

住民の避難行動に関する基本的な対応

ア 激しい降雨時には、河川に近づかない。

イ 小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。

ウ 自分がいる場所での降雨はそれほどではなくても、上流部の降雨により急激に河川の水位が上昇することがある。そのようなことから、大雨注意報が出た段階又は上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等での活動は控える。

エ 大雨により、側溝の排水が十分にできず、浸水している場合は、道路の側溝には近づかない。

オ 避難勧告が出されなくても、「自らの身は自分で守る」という考え方のもとに、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。

カ 町では、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性があると判断した場合、避難勧告を発令することがあるが、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。住民においても避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えを持つ。

キ 小河川等による浸水に対しては、避難勧告が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上の階など現在よりも高い場所へ退避をする。

ク 小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。

- ケ 小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを慎重に見極めて、判断する必要がある。
- コ 小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、町にすぐに連絡する。
- サ 土砂災害のおそれがある区域等に居住していて、避難勧告が発令された時点で、既に大雨となっていて立ち退き避難が困難だと判断される場合は、屋内でも上の階・斜面と反対側の部屋（谷側）に待避する。
- シ 避難勧告等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた指定避難所まで移動することが危険だと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえ危険な場合は、屋内に留まることも考える。
- ス 台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難勧告等の発令の状況を注視し、災害の危険性の有無を確認する。
- セ 避難勧告等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。

3 避難行動（安全確保行動）の考え方

(1) 避難行動

従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に行う、小中学校の体育館や公民館といった公的な避難施設への避難(以下「従来の避難」という。)が一般的であったが、最近の「避難行動」の考え方は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」となっている。そのようなことから今後は、避難勧告等の対象とする避難行動については、従来の避難として定着している考えのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

- ① 指定避難場所への移動
- ② 自宅等から移動しての安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
- ③ 近隣の高い建物等への移動
- ④ 建物内の安全な場所での待避

(2) 避難勧告等と避難行動

災害対策基本法では、避難勧告は、避難のための（家屋等の現在いる危険な場所からの）立ち退きの勧告を意味している。また、近年では、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。ようになっている。

このことから、避難勧告等では立退きを勧告し、災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置を指示することとなる。

(3) 立ち退き避難が必要な災害の事象

町に関係した命を脅かすおそれのある自然災害は、土砂災害であり、立ち退き

避難が必要な状況は、次のとおりとする。

- ① 背後に急傾斜地があり、降雨により崩壊のおそれがある場合
- ② 土石流が発生し、被害が予想される場合

4 避難勧告等により立ち退き避難が必要な場合の住民に求める避難行動

このマニュアルで対象とする避難情報の区分及びその際に住民に求める避難行動については、次のとおりとする。

避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・ 立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・ 避難行動要支援者は、立ち退き避難する。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立ち退き避難する。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難が遅れた者が立ち退き避難する。 ・ 土砂災害から、立ち退き避難が遅れた者が屋内安全確保をする。

第2 洪水対策

1 避難すべき地域

本町においては、浸水想定区域として独自に調査した資料がないが、過去の資料などにより「重要水防区域」として、大雨による洪水時において、一級河川における決壊、越水等の危険が予想され、水防上特に警戒を要する区域を次表のとおり示している。

これら河川以外においても町内には、準用河川や基幹的な農業水路が存在しており、近年の集中豪雨においては、大きな被害をもたらす可能性があるため、災害が予想される際には、水防団を兼ねる消防団員による巡視を随時実施し、洪水が予想される際には、住民に周知し、早めの避難行動をとることとする。

重要水防箇所

河川名	河川管理者	河川の種別	左右岸の別	警戒度合	延長(m)	目標場所	予想される水位	予想される危険
湯川	長野県	一級	左	A	1,400	湯川橋下	3.0	無堤地越水
			右	A	1,370			
湯川	長野県	一級	左	B	1,200	釜ヶ淵橋下	3.0	天然護岸決壊
発地川	長野県	一級	左	B	1,500	発地（上発地）	1.5	天然護岸決壊
			右	B	1,400			
発地川	長野県	一級	右	B	100	発地	2.0	天然護岸決壊
矢ヶ崎川	長野県	一級	左	B	1,300	県道上下流 （下仁田・軽井沢）	2.0	天然護岸決壊
			右	B	1,280			
矢ヶ崎川	長野県	一級	右	B	50	旧軽井沢	2.0	天然護岸越水、決壊
泥川	長野県	一級	右	B	150	御幸橋上下	3.0	天然護岸越水
茂沢川	長野県	一級	左	B	300	茂沢	2.0	天然護岸決壊

2 避難情報の判断基準

当町を流れる河川については、いずれも水位観測所がないことから、避難情報の判断に当たっては、降雨状況、河川巡視による状況報告等の各種情報を参考にするものとし、次表の基準を基に、今後の気象状況等を総合的に判断し、決定する。

区 分	判断基準（河川の状況等）
避難準備・高齢者等避難開始	○近隣の河川で洪水災害が発生し、人的被害又は住家被害が発生したとき
避難勧告	○対象河川において被害が発生し、拡大のおそれや住家被害のおそれがあるとき ○対象河川の断面の1/2の高さよりも水位が上昇し、護岸が流出したとき ○対象河川から水があふれ出したとき ○電気、水道機能が停止したとき
避難指示（緊急）	○対象河川から水があふれ、住家被害が発生したとき

<情報の入手先>

- 雨量情報 : 長野県河川砂防情報ステーション
<http://www.sabo-nagano.jp/dps/>
- 県内の災害情報等 : 長野県公式ホームページ「災害情報・おしらせ」
<http://www.pref.nagano.lg.jp/bosai/kurashi/shobo/saigai/oshirase.html>
- 県内の河川水位情報 : 長野県河川水位情報
<http://kasenbousai.pref.nagano.lg.jp/>

3 避難情報の伝達方法

(1) 伝達文の内容

伝達文については、次表を参考に、地域の特性を踏まえ、住民が短時間で認識できる情報量を考慮し、分かりやすい言葉で表現する（「参考資料2 避難情報別の表現例」を参照のこと。）。

No.	項 目	表 現 例 等
1	発令者	「こちらは、軽井沢町災害対策本部です」
2	発令日時	「本日〇時〇分に」
3	避難情報の種類	「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」のいずれか
4	対象地域及び対象者	「〇〇地区にいる方は」
5	避難場所	「〇〇公民館に」
6	避難の時期・時間	「すぐに避難してください」
7	避難すべき理由	「〇〇川の水があふれ出しており、危険です」
8	住民のとるべき行動及び注意事項	「できるだけ隣近所に声をかけて」 「持ち物は貴重品のみとして」
9	避難の経路又は通行できない経路	「〇〇道は、浸水のため、通行できません」 「〇時現在、〇〇橋は通行可能です」
10	危険の度合い	「あふれた水が建物の2階にまで及ぶ危険があります」

(注) 避難時の留意事項として避難情報に付加すべき項目

- 浸水により、避難所までの移動が危険な状態（浸水深が50cmを上回る（水位が膝上までに達する）場所、浸水深が20cm程度であっても流れが急な場所）である場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や近隣建物の2階等、なるべく高いところへ緊急的に避難するなどの行動を呼びかける。
- 高齢者や障害者等の生活必需品、傷病者の医薬品等すぐに調達できない身の回りの必需品がある避難者へは、避難時に最低限必要なものを用意して避難するよう呼びかける。

(2) 伝達文例

【避難準備・高齢者等避難開始】

こちらは、軽井沢町災害対策本部です。
 本日〇時〇分、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
 対象となる地区は、△△地区、□□地区、××地区です。避難所は、軽井沢〇〇です。
 ●●町では、■■川の洪水災害により床上浸水の被害が出ており、軽井沢町の〇〇川でも災害が発生するおそれがあります。
 お年寄りの方など避難に時間のかかる方は、避難してください。それ以外の方は、避難の準備を始めてください。

【避難勧告】

こちらは、軽井沢町災害対策本部です。
 本日〇時〇分、避難勧告を発令しました。
 避難をする地区は、△△地区、□□地区、××地区です。避難所は、軽井沢〇〇です。
 〇〇川の水があふれ出しており、危険です。△△地区、□□地区、××地区にいる方は、できるだけ隣近所に声をかけて、すぐに軽井沢〇〇に避難してください。
 なお、浸水により、●●道は通行できません。

【避難指示（緊急）】

こちらは、軽井沢町災害対策本部です。
 本日〇時〇分、避難指示を発令します。緊急に避難してください。
 避難が必要な地区は、△△地区、□□地区、××地区です。避難所は、軽井沢〇〇です。
 〇〇川の水があふれ、床下浸水の被害が出ており、非常に危険です。△△地区、□□地区、××地区にいる方は、急いで全員軽井沢〇〇に避難してください。また、避難に十分な時間がない場合には、近くの安全な建物の2階以上に避難してください。

(3) 伝達方法

住民及び関係機関等の伝達先及びそれぞれの伝達方法については、「参考資料3 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト」を参照のこと。

なお、在宅の災害時要援護者については、当面、一般住民への伝達方法に加えて、区長、民生・児童委員、消防団等による個別連絡を行うものとするが、「災害時要援護者避難支援計画」が作成された場合には、当該計画によるものとする。

第3 土砂災害対策

1 避難すべき区域

当町で土砂災害の発生により住民の生命、身体及び財産に生ずる被害を発生させる現象は、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象）とがけ崩れ（急傾斜地の崩壊、傾斜のある土地が崩落する自然現象）となる。

これらの現象により、避難に関する情報で立ち退き避難が必要な区域は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている区域を基本とする。避難に関する情報の発令で、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域毎に避難情報を伝達することは、現実的には困難なことから、区単位等での発令を行うこととする。

（※土砂災害警戒区域等が存在する区域）

(1)土石流及びがけ崩れにより警戒避難が必要となる地域

※詳細な指定区域については、別途作成の「**軽井沢町土砂災害防災マップ**」参照

避難区域 (地区名)	概略対象地区	指定緊急避難場所	指定避難所 (一次避難所)	備考
小瀬	小瀬料金所周辺	旧野営場	軽井沢観光会館	
旧軽井沢	三笠	三笠避難小屋	旧軽井沢公民館	
	三笠パーク	諏訪の森公園	旧軽井沢駐車場	
	愛宕山周辺	旧軽井沢公民館駐車場		
	せせらぎの森			
	太陽の森			
新軽井沢	三度山線周辺	新軽井沢駐車場	軽井沢東保育園	
	矢ヶ崎山	矢ヶ崎公園	矢ヶ崎公園管理棟	
成沢	碓氷バイパス周辺 扇平		成沢公民館	
南軽井沢 馬取	下仁田軽井沢線北	馬取公民館庭	南軽井沢公民館	
	妙義荒船林道周辺	軽井沢72ゴルフ場	馬取公民館	
	レイクニュータウン		上発地公民館	
離山	離山南	軽井沢東部小学校グラウンド	離山公民館	
	泉ノ里	軽井沢高等学校グラウンド		
中軽井沢	離山北	軽井沢中学校グラウンド	離山公民館	
	鶴溜 泉ヶ丘	長倉公園 長倉北公園	中軽井沢児童館 中軽井沢区民会館	
	三井の森	狩野公園		

古宿	太郎山東		古宿公民館	
千ヶ滝	東区	万山望避難小屋	千ヶ滝西区公民館	
	中区	千ヶ滝別荘管理事務所		
	大久保林道付近 西区調整池付近 旧横道下バス停付近			
星野	星野	千ヶ滝別荘管理事務所	千ヶ滝西区公民館	
塩壺	塩壺 蕨尾	長倉北公園	中軽井沢児童館 中軽井沢区民会館	
塩沢	泥川周辺	風越公園屋外テニスコート	塩沢公民館	
上発地	発地温水ため池北		上発地公民館	
	上発地集落北 八風の郷			
下発地	銀杏木		上発地公民館 発地公民館	
	宮前			
風越	風越山	風越公園屋外テニスコート 軽井沢南保育園庭 風越夫婦岩マレットゴルフ場	軽井沢南保育園 風越団地集会所	
大日向	大日向神社東 新からまつの森付近	浅間ふれあい公園 追分公園	借宿公民館 追分公民館	
	大日向集落付近	追分宿駐車場		
三ツ石	三ツ石集落付近	追分第二運動場	追分公民館	
追分	信濃追分駅南側	追分公園 追分宿駐車場	追分公民館 借宿公民館	
杉瓜	大原付近		杉瓜公民館	
茂沢	茂沢集落周辺		茂沢公民館	
	茂沢川周辺			
	中沢川周辺 林道茂沢入線周辺			

2 避難情報の判断基準

避難情報の発令については、次表の基準を基に、パトロール等による状況報告、発見者通報及び今後の気象状況等を総合的に判断し、決定する。

(1) 長野県河川砂防情報ステーションによるもの

区 分	判 断 基 準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>居住地域付近において、次のいずれか1つが、該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令する。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合</p> <p>2：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</p> <p>3：強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難勧告	<p>居住地域付近において、次のいずれか1つが、該当する場合に、避難勧告を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合</p> <p>3：大雨警報（土砂災害）が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4：土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
避難指示（緊急）	<p>居住地域付近において、次のいずれか1つが、該当する場合に、避難指示（緊急）を発令する。</p> <p>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合</p> <p>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：土砂災害が発生した場合</p> <p>4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5：避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合</p>

<情報の入手先>

○土砂災害危険度情報：長野県河川砂防情報ステーション

<http://www.sabo-nagano.jp/dps>

(2) 土砂災害の前兆現象の例

種 別	前兆現象の例	
土石流	・ 2～3時間程度前	流水の異常な濁り
	・ 1～2時間程度前	溪流内で転石の音、流木発生
	・ 直前	土石流の発生、土臭いにおい、溪流の急激な濁り、溪流水位激減、地鳴り
がけ崩れ	・ 2～3時間程度前	湧水量の増加、表面流の発生
	・ 1～2時間程度前	小石がぱらぱら落下、新たな湧水の発生、湧水の濁り
	・ 直前	湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみ出し、小石がぼろぼろ落下、地鳴り
地すべり	・ 2～3時間程度前	井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加
	・ 1～2時間程度前	池沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落の発生、斜面のはらみ出し、構造物のはらみ出し・クラック、根の切れる音、樹木の傾き
	・ 直前	地鳴り・山鳴り、地面の震動

※平成27年3月30日付で長野県知事が指定した土砂災害警戒区域等の対象地区には、「地すべり」に該当した地区は、ありません。
 ※土砂災害の前兆現象の詳細については、「参考資料1 土砂災害の前兆現象について」を参照

(3) 避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合

基本的に夜間であっても、躊躇することなく避難情報を発令する。

(4) 発令した避難情報の解除の考え方

発令した避難情報の解除については、町への土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とし解除する。ただし、土砂災害が発生した場合には、慎重に解除の判断を行う。

3 避難に関する情報の伝達

(1) 住民の避難行動の認識の徹底

避難情報が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動を取るためには、住民一人ひとりが、あらかじめ災害種別毎にどう行動すればよいか、立ち退き避難の場合、どこに行けばよいか、どのような情報に着目すればよいかを認識している必要がある。そのようなことから、想定される災害種別毎に作成されている防災マップ等の情報を基にして、各家庭において、どう行動するのかを確認しておく必要がある。

また、災害時は、自ら様々なメディアを用いて防災情報を確認するなど行い、町が発表する避難情報、住宅等の周辺状況、前兆現象などを判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動を取ることができるよう平常時からの啓発

活動により徹底していく。

(2) 避難情報の伝達文例

伝達文については、地域の特性を踏まえ、住民が短時間で認識できる情報量を考慮し、分かりやすい言葉で表現する。以下に防災行政無線を使用した場合の避難情報の伝達文の一例を示した。防災行政無線は、大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、伝達文は簡潔にすること、避難情報の発令により避難行動をとってもらうために緊迫感のある表現にすることが重要である。

また、防災体制等の情報についてホームページ等で随時公表することにより、災害発生のおそれが高まっており、町が緊迫感を持って対応していることを周知することも住民に避難行動をとってもらうために有効である。

(「参考資料2 避難情報別の表現例」についても参照)

【避難準備・高齢者等避難開始】

- こちらは、広報かるいざわです。
- 軽井沢町から避難準備・高齢者等避難開始について、お知らせします。
- 本日、〇月〇日、〇時〇分、〇〇地区で土砂災害の危険性が高まっているため、避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 〇〇地区にお住まいの方で、あらかじめ避難を希望する方は、指定避難所である□□□に避難してください。
- なお、お身体が不自由で、指定避難所に避難をするため、避難行動に助けが必要な方は、支援者と連絡を取り合うなどして避難してください。

【避難勧告】

- こちらは、広報かるいざわです。軽井沢町災害対策本部からの情報をお伝えします。
- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- 本日、〇月〇日、〇時〇分に軽井沢町に土砂災害警戒情報が発表されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区の土砂災害警戒区域等に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 〇〇地区の土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、直ちに予め定めた指定避難所〇〇〇へ避難してください。
- 急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑強な建物等へ避難してください。
- 〇〇道路は雨量規制のため通行できませんのでご注意ください。

【避難指示（緊急）】

- こちらは、広報かるいざわです。軽井沢町災害対策本部からの情報をお伝えします。
- 緊急放送、緊急放送、避難指示（緊急）発令。
- こちらは、軽井沢町災害対策本部です。
- △△地区で土砂災害の発生（または、前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、〇時〇分に〇〇地区に土砂災害に関する避難指示（緊急）を発令しました。
- 未だ避難していない方は、最寄りの頑強な建物等へ直ちに避難してください。外が危険な場合は、屋内の谷側の高いところに避難してください。

(3) 避難時の留意事項として避難情報に付加すべき項目

- ① 避難所までの移動が危険な状態である場合には、生命を守る最低限の行動として、河川や斜面からできるだけ離れた建物（建物内にあつては、河川や斜面から離れた2階以上の部屋）等、なるべく安全なところへ緊急的に避難するなどの行動を呼びかける。
- ② 高齢者や障がい者等の生活必需品、傷病者の医薬品等すぐに調達できない身の回りの必需品がある避難者へは、避難時に最低限必要なものを用意して避難するよう呼びかける。

(4) 伝達方法

住民及び関係機関等の伝達先及びそれぞれの伝達方法については、「**参考資料3 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト**」を参照のこと。

なお、避難行動要支援者については、防災行政無線等通常の広報手段に加えて、自主防災組織、民生委員、町社会福祉協議会及び消防団等支援関係者と協力し、情報伝達を図っていくこととする。

参 考 資 料

資料1 土砂災害の前兆現象について

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明
土 石 流	直前	土石流の発生	近くで山崩れ、土石流が発生している。	同辺の斜面や溪流は地形・地質や降水量がほぼ同じである場合がほとんどであり、近隣で崩壊や土石流が発生している場合は、隣接する溪流でも土石流の発生する可能性は高い。
		土臭いにおい	異常なおい（土臭い、ものの焼けるにおい、酸っぱいにおい、木におい等）がする。	溪流の上流で崩壊等がすでに発生し、巨レキ同士がぶつかり合うときのおいや崩壊土砂による土におい、崩壊に伴って発生した流木のおいなどが考えられる。
		溪流の急激な濁り	溪流の流水が急激に濁り出したり、流木などが混ざっている。	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂や倒木が溪流に流入、その後、流下してきたときに認められる現象。土石流発生につながる可能性が高い。
		溪流水位激減	降雨が続いているにも関わらず、溪流の水位が急激に減少し始める。	上流で崩れた土砂が溪流を塞いでできた天然ダムが、溪流の水を貯めているために見られる現象。この天然ダムが決壊すると土石流となり下流へ流れ込む。
		地鳴り	異様な山鳴りや地鳴りがする。	溪流沿いの斜面内部の地下水の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として異変（移動）して山鳴り・地鳴りが生じる現象。崩壊が起こり、土石流発生につながる可能性が高い。
		1～2時間前	溪流内で転石の音	溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが発生している音がする。
	立木の裂ける音や巨レキの流れる音が聞こえる。			溪流の上流部で土石流が発生したために、巨レキがぶつかる音や立ち木の折れる音などが下流まで聞こえる現象
	流木発生		溪流の流水に流木などが混ざっている。	溪流の上流部で土石流が発生したために倒木が溪流に流入し、流下してきたときに認められる現象

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明
	2～3時間前	流水の異常な濁り	溪流の流水が異常に濁っている。	溪流の上流部で土石流が発生したために、土砂が溪流に流入し、その後、流下してきたときに認められる現象
がけ崩れ (急傾斜地崩壊)	直前	湧水の停止	湧き水の急激な減少・枯渇が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の噴き出し	水の吹き出しが認められる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		亀裂の発生	斜面に亀裂ができる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って異変（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
がけ崩れ (急傾斜地崩壊)	直前（つづき）	斜面のはらみだし	斜面にはらみがみられる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面に変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		小石がぼろぼろ落下	小石が斜面からぼろぼろと落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の給合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。
		地鳴り	斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。
	1～2時間前	小石がぱらぱら落下	小石が斜面からぱらぱらと落下する。	斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の給合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から転石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。

土砂災害の種類	状況	種類	現象の内容	説明
		新たな湧水の発生	新たな湧水がある。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		湧水の濁り	普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
	2～3時間前	湧水量の増加	湧き水の急激な増加が認められる。	地盤内部に新たな水道の形成又は地下水量の増加による侵食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し、不安定化する。
		表面流の発生	表面に流水がある。	内部に水を含むことが出来ないため表面流が発生する。

資料2 避難情報別の表現例

項目	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
避難の時期・時間	「暗くならないうちに自主避難」 「雨・風が強くなならないうちに自主避難」 「避難に時間のかかる方は避難」	「すぐに避難」	「急いで避難」 「大至急避難」 「直ちに避難を完了」
避難すべき理由（洪水災害）	「〇〇町の〇〇川では浸水被害が発生しています」	「〇〇川の水があふれ出しています」	「道路が浸水し、逃げ遅れる可能性があります」
避難すべき理由（土砂災害）	「2時間後には土砂災害が発生する危険が予想される」 「〇〇川では水が異常に濁っており、土石流のおそれがある」 「〇〇裏のがけからの湧き水が増えており、がけ崩れのおそれがある」	「1時間後には土砂災害が発生する危険が非常に大きくなる」 「〇〇川で土石流の前兆現象があり、危険」 「〇〇裏でがけ崩れの前兆現象があり、危険」	「すぐにも土砂災害が発生する、非常に危険な状況」 「〇〇川から地鳴りが聞こえており、すぐにも土石流が発生する、非常に危険な状況」 「〇〇裏でぼろぼろと落石があり、すぐにもがけ崩れが発生する、非常に危険な状況」
住民のとるべき行動	「支援者と連絡を取り合い避難」 「必要な身の回りのものを用意して避難」	「隣近所に声をかけて避難」 「防寒の用意をして避難」 「最低限の身の回りのものを用意して避難」	「持ち物は貴重品のみに」 「十分な時間のない方は安全な場所へ避難」

資料3 避難情報伝達先・伝達手段チェックリスト

1 住民等への伝達

- 防災行政無線による放送
- エリアメールの配信（NTTドコモ・au・ソフトバンク）
- メール配信サービスの配信
- 広報車による放送
- 役場ホームページへの掲載
- FM軽井沢での放送
- 区長（電話・FAX）
- 担当課より町内小学校、保育園、幼稚園への連絡（電話・FAX等）
- 担当課より町内小学校、中学校への連絡（電話・FAX等）
- 軽井沢高校への連絡（電話・FAX）
- 軽井沢観光協会（電話・FAX）
- 担当課より鉄道事業者・バス事業者へ連絡（電話・FAX）

2 医療・福祉関係施設等への伝達

- 軽井沢病院（電話・FAX）
- 担当課より児童館への連絡（電話・FAX）
- 担当課より福祉関係施設への連絡（電話・FAX）

3 防災関係機関への伝達

- 長野県庁危機管理防災課（電話・FAX）
- 佐久地域振興局（電話・FAX）
- 佐久保健福祉事務所（電話・FAX）
- 佐久広域連合消防本部（軽井沢消防署）（電話・FAX）
- 軽井沢警察署（電話・FAX）
- 軽井沢郵便局（電話・FAX）
- 日本放送協会長野放送局ほか報道機関（FAX）
- 東日本電信電話(株)長野支店（FAX）
- 中部電力(株)長野支店（FAX）